

ため池水質改善工事

(ため池等整備事業)

◆事業の内容

水質悪化が著しく、地域の農業生産及び周辺環境に対して悪影響を与えているため池の水質を改善するために必要な工事

◆実施基準、実施主体

() は中山間地域

区分	事業主体	受益面積	事業費
大規模	県	100ha以上 (70ha以上)	8,000万円以上 (3,000万円以上)
	団体	60ha以上 (20ha以上)	8,000万円以上 (3,000万円以上)
小規模	県	10ha以上 (5ha以上)	800万円以上 (800万円以上)
	団体	10ha未満 (10ha以上)	800万円以上 (800万円以上)

別に定める条件に該当する地域は総事業費3,500万円以上 (3,500万円以上)

山口県農林水産部農村整備課計画調整班

TEL : 083-933-3423

FAX : 083-933-3429

E-mail : a17500@pref.yamaguchi.lg.jp